



これまでの経営事項審査では、決算変更届出書に個別記載した工事の工事請負契約書等（公共工事の元請分を除く。）すべてを持参していただいておりますが、令和4年9月1日以降の申請では経営事項審査を受審する業種について、民間元請・下請の区分ごとに金額の大きい上位5件の工事請負契約書等を持参してください。

※ なお、国、山梨県発注以外の公共工事に係る施工体制台帳等やコリンス登録内容確認書については、これまで同様に上位5件以外についても持参をお願いします。